

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和元年7月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900042号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900011号

第1 結論

昭和41年9月から昭和43年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月から昭和43年8月まで

私の母(訂正請求記録の対象者)は既に亡くなっているが、昭和41年9月頃から住んでいたA市のアパートの隣人に勧められて、加入時期は不明確であるが国民年金に加入し、国民年金保険料もほとんどをその隣人に渡して納付してもらっていたことを記憶していた。昭和43年9月に母が市役所職員に採用されるまでの国民年金保険料を納付していたことを母から聞いていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び国民年金受付処理簿(A市)によると、訂正請求記録の対象者と生年月日、性別並びに請求期間当時の氏名及び住所が全て一致している基礎年金番号に統合されていない国民年金被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が確認できる。

以上のことから、請求者の主張のとおり、訂正請求記録の対象者は、A市で国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時期は、未統合記録に係る国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和42年7月頃であったことが推認できるところ、当該加入手続時点においては、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

しかしながら、未統合記録によると、訂正請求記録の対象者が昭和35年10月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格取得し、昭和43年9月1日に資格喪失していることが確認できるものの、請求期間を含み国民年金保険料は全て未納と記録されている上、日本年金機構

が保管する年度別納付状況リスト（A市：昭和 57 年 12 月 14 日現在）においても、同様に未納の記録となっている。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料のほとんどをA市のアパートの隣人に渡していたと訂正請求記録の対象者より生前に聞いていたと主張しているものの、当時のアパートの隣人の氏名、連絡先等は不明であると回答していることから、請求期間当時の事情を聴取することができず、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

そのほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800434号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900034号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年10月1日から平成5年8月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額に誤りがある。請求期間に減給はなかったため、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は、平成4年6月1日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額は38万円、同年10月の定時決定において28万円と記録されていることが確認できる。請求期間に減給はなかったと主張している。

しかしながら、A社の事業主及び同社が加入する健康保険組合の担当者は、請求期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)の届出方法について、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所(当時)に対し、それぞれ別々に届出を行っていた旨回答しているところ、同社が加入する企業年金基金から提出された請求者に係る加入者記録票により、請求期間の掛金給与及び給付給与(厚生年金保険の標準報酬月額に相当する金額)の金額は、オンライン記録と同額の28万円と記録されていることが確認できる。

一方、A社及び同社B工場は、請求期間に係る届出書類を保存しておらず、健康保険組合、企業年金基金及び同社B工場を管轄する年金事務所においても、当該届出書類を保存していないことから、請求者に係る平成4年度の算定基礎届の届出内容について確認することができない。

また、請求期間当時のA社B工場において、請求者が同じ医薬営業を担当していたとする5人に文書照会を行ったところ、当該5人は、請求者の請求期間に係る勤務形態及び勤務時間に変更はなかったとしているものの、給与については不明である旨回答している上、請求期間当時に請求者と同様に算定対象月である5月から7月までの期間に厚生年金保険被保険者資格

を取得し、最初の定時決定に係る標準報酬月額が当該資格取得時の標準報酬月額を下回っている複数の従業員に文書照会を行い、一人から回答を得られたものの、当該者は給与明細書を保有していないことから、厚生年金保険被保険者資格取得後の最初の定時決定の基礎となる報酬月額及び当該定時決定後の給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書及び源泉徴収票等を保有しておらず、A社及び同社B工場は、請求期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿等を保存していないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。